仙台市介護保険審議会 議事録

日 時:令和3年1月25日(月)20:05~20:20

場 所:TKPガーデンシティ仙台勾当台2階

【仙台市介護保険審議会委員】

○出席者

板橋 純子委員・岩渕 秀子委員・大内 修道委員・木村 昭憲委員・草刈 拓委員・ 駒井 伸也委員・斉藤 誠一委員・佐藤 功子委員・鈴木 峻委員・田口 美之委員・ 辻 一郎委員・土井 勝幸委員・長野 正裕委員・橋本 啓一委員・森 高広委員・ 若生 栄子委員・渡邉 純一委員

(17名, 五十音順)

○欠席者

井野 一弘委員・小坂 浩之委員・宮林 幸江委員

(3名)

【事務局】

米内山健康福祉局保険高齢部長兼地域包括ケア推進課長・白岩高齢企画課長・ 千葉地域包括ケア推進課認知症対策担当課長・中村介護保険課長・山崎介護事業支援課長・ 木村健康政策課長・小島高齢企画課企画係長・菊田高齢企画課在宅支援係長・ 佐藤地域包括ケア推進課推進係長・熊谷介護保険課管理係長・柿沼介護保険課介護保険係長・ 高橋介護事業支援課主幹兼指定係長・福本青葉区障害高齢課長・鈴木青葉区介護保険課長・ 只埜宮城野区障害高齢課長・佐藤宮城野区介護保険課長・大石若林区障害高齢課長・ 都丸太白区障害高齢課長・高橋太白区介護保険課長・樋口泉区障害高齢課長

【会議内容】

- 1. 開会
- 2. 議事等(辻会長による進行)

会議公開の確認 → 異議なし(傍聴者2名) 議事録署名委員について,田口委員に依頼 → 委員承諾

・仙台市介護保険事業計画(答申案)について

○辻会長

仙台市介護保険事業計画答申案についてであります。

本審議会は、令和2年3月23日に仙台市長より、第8期仙台市介護保険事業計画の策定について

ということで諮問を受けました。そこで、仙台市社会福祉審議会老人福祉専門分科会の委員の 皆様と一緒にこれまでご議論を重ねてまいりました。先ほどの合同委員会におきまして、仙台 市高齢者保健福祉計画・仙台市介護保険事業計画(案)を取りまとめたところであり、この計 画案を本審議会の答申としたく皆様にお諮りしたいと思いますが、何かご意見ございますでしょうか。

<質 疑>

○斉藤委員

資料2の114ページの第7章のところでございます。先ほどもお話ししましたけれども、真ん中あたりの(2)の保険給付費等の算出方法でございます。①居宅サービス等及び地域密着型サービスと②施設サービスの説明文について、何か文言が印刷されてないのか、改行の問題だけなのか、改行だけなら正しい位置で行っていただきたい。

それから、あとは字句的な問題ですけれども、144ページの(2)の仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画中間案の公表と意見募集。「計画中間案の内容の周知と市民の方の意見の把握をするため、次のとおり公表をしました。」ということですけれども、この表現で「市民の方の意見の」、この「の」が3つも付いているんだね。だがら、これは「市民の方の意見を把握するため」でいいんじゃないですか。

あとは、裏表紙のところは、何かその介護保険事業計画(案)というのが、案が承認されれば取れると思うので、このまま印刷してしまうと困るんじゃないかなと思っています。

○介護保険課長

最初にお話のございましたところの改行につきましては、実はこれワードの表記上はきちんと改行がされずに出ておったんですが、打ち出しをしたときに行ずれを起こしていまして、そこの確認不足でございますので、文言等についてここから何か消えているというわけではございませんので、(2) の①の場合ですと、後段「サービスごとに各年度における要介護度ごとの利用量に、要介護度ごとの平均給付額を乗じて算出しています」でございました。申し訳ございませんでした。

いただいた表記の修正につきましては、こちらで会長とも調整の上で対応させていただきた いと思います。

○森委員

第8期の介護保険料については、ただいまの合同委員会で決定したということになりまして、 今後の保険料について、ちょっと一つご提案をさせていただきたいと思います。

第7期におきまして、保険料の負担の公平性をより図るために、12段階から13段階、あとは700万円超、1,000万円超と段階を分けることにより公平を図っております。第8期については、もう決定したことなんですけれども、私がご提案したいのは新しい段階の設定でございます。国の基準では9段階が標準になっておりますけれども、仙台市は13段階に分けております。そこで、新たな14段階を設けてはどうかということの提案でございます。

その根拠というのは何かといいますと、厚生労働省のほうで調査している国民生活基礎調査

というのがございます。その国民生活基礎調査の中で、高齢者世帯の所得階層別分布という表がございます。この表を見ますと、所得1,000万円以上は、全体の高齢者世帯の2.0%になっております。ところが、その1,000万円以上の中で、1,500万円以下が1.1%、1,500万円以上が0.9%とほぼ同じ比率で分かれております。そういった意味で私が申し上げますのは、今度14段階は1,500万円以上ということで細分類化したらどうかということをご提案したいと思います。やはり、細かく分類することで、仙台市が保険料の徴収について、より公平性を図っているということを市民に訴えることができるんじゃないかと思います。そういったことを考えておりますのでご提案させていただきました。検討を今後お願いします。

○介護保険課長

森委員からお話ございましたように,第7期のときには,保険料段階,中間案では12段階,それを市民の方からの意見等を頂戴いたしまして13段階にしたということの経緯がございます。

今回お示しをいたしましたように、第8期は介護保険料自体が6,001円ということで、一定程度低めに抑えられたということで、前回は高額の方々を伸ばしていますものですから、ここについては一旦は据え置きという形にして、高額の方にさらなるご負担は求めないという形といたしました。

第8期以降にかけましては、また高齢者の方の所得の状況ですとか介護保険の利用の状況ですとか、今後高齢者、特に後期高齢者の方々の人口が伸びますので、介護給付費が恐らく伸びるであろうと。負担の在り方については、そのときの社会情勢等も踏まえまして、設定の考え方等を皆さんとご議論したいと思います。

○辻会長

改めて諮りますけれども、今回のその計画案を本審議会の答申といたしたく、介護保険審議 会委員の皆様に改めてご承認いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

○辻会長

ありがとうございました。

では、市長への答申でございますけれども、明日、私と宮林副会長の2人で審議会を代表して答申をさせていただきたいというふうに存じております。この答申には、皆様のご意見が多数盛り込まれておりますことから、そのことをしっかりと市長にお伝えしたいというふうに思います。

3. その他

なし

4. 閉会